

平成25年白老町議会議案説明会会議録

平成25年 9月 6日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時54分

○議事日程

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田・子君 |
| 8番 広地紀彰君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君 | 15番 山本浩平君 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-------|
| 総合行政局長 | 岩城達己君 |
| 総合行政局行政改革担当課長 | 須田健一君 |
| 総合行政局財政担当課長 | 安達義孝君 |
| 総合行政局企画担当課長 | 高橋裕明君 |
| 総務課長 | 本間勝治君 |
| 税務課長 | 小関雄司君 |
| 町民課長 | 南光男君 |
| 生活環境課長 | 竹田敏雄君 |
| 生活環境課町民活動担当課長 | 中村英二君 |
| 健康福祉課長 | 長澤敏博君 |
| 建設課長 | 岩崎勉君 |
| 上下水道課長 | 田中春光君 |

教 育 課 長	五十嵐 省 蔵 君
教育課総務社会教育担当課長	葛 西 吉 孝 君
子 ど も 課 長	坂 東 雄 志 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	前 田 登志和 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 9 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前 10 時 00 分）

○議長（山本浩平君） 定例会 9 月会議に町長から提案のあった議案は、条例の一部改正 3 件、各会計の補正予算 4 件、組合規約の変更 1 件、委員の選任同意 2 件、認定 3 件、報告 5 件、合わせて 18 件であります。順次議案の説明をいただきます。

日程第 1、議案第 1 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 1 号の説明の前に、きょうお手元に配付しています食育・防災センター予算の流用の議決に対して報告をさせていただきたいと思っております。

食育・防災センターの 25 年度予算につきましては、7 月 12 日の定例会 7 月会議におきまして、可決いただきました。この工事に係る予算につきましては、通常、町で実施しています工事関係の予算と同様に予算科目の設定を行い説明させていただき、予算可決後の 7 月 24 日に北海道防衛局へ正式な補助申請を行ったところでございます。今回いたしました補助申請については、北海道防衛局より事務費、管理委託料については、翌年度の支払いとして、25 年度試算については、工事費のみの科目設定により補助申請を行うような指示を受けたところでございます。町といたしましては、通常の工事予算の科目より予算組みに対応を進めてきましたが、議員皆様には同様の説明をしてきたところでございます。防衛庁の指示に基づき予算を執行しなければならない状況でございますので、この場を借りまして流用対応による節以下の予算科目の組みかえを行うことをご報告させていただきます。

なお、今回の予算総額、また国庫補助金、地方債等の財源内訳については変更ございません。25 年度において予算計上していましたが事務費、管理委託料については、26 年度予算に含み申請を行うこととしております。お手元のきょうお配りしました内容でございますけれども、当初予算 1 億 5,004 万 9,000 円、4 月 12 日に議決いただきました 7,787 万 8,000 円、補正後の予算額としては 2 億 2,792 万 7,000 円でございます。費目ごと補正させていただきましたが、表のとおり給料から委託料につきましては、一部役務費につきましては確認申請でもう執行済みでございますが、その部分については全額工事費に流用して執行させていただくというような取り扱いをしなければいけないということで、この場を借りましてご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいまの件で、特にお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 事情は理解します。ただ、きょう突然ですから下勉強してくる時間

がなかったのですけど、予算の執行で、この補助金も該当するのかわかりませんが、給料、職員手当、共済は流用できないとうたっているはずなのですけれども、補助金は許されるのですか。その辺確認してみてください。多分予算書の新年度予算の冒頭で、できないと書いてあるはずなのです。私の解釈が違っているかもしれないので、その辺確認してみたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 前田議員の言うとおりの給料からは流用できないということになっておりますけれども、私どもの判断では給与費からはできないということで、こういう事業各会計に振りまいてまして、事務費としての扱いをしていますので、その辺は、解釈は違ってくるのかなと思いますけれども、後日内容について調べまして、ご報告させていただきます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ぜひ調べてほしいと思います。ということは、他の市の予算などを見ると、各給与費をそういう款の中で処置している予算書もあるのです。今の話からいくとちょっとどうかと思うのですけど。間違いなければいいのですけれども、もしだめであれば、訂正されたほうがいいと私は思います。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、議案第1号のご説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,748万3,000円を追加しまして、歳入歳出の予算総額95億4,706万8,000円とする補正でございます。

続きまして、3ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

5ページをお開きください。「第2表 地方債補正」でございます。この内容につきましても、歳入のほうで説明させていただきますので省略させていただきます。

次に、6ページ以降、歳入歳出事項別明細書の説明でございますけれども、歳出のほうから説明申し上げたいと思います。ページ数は10ページでございます。1款議会費、1項1目議会費、議員報酬等214万4,000円の減額補正でございます。これについては、報酬と職員手当等、坂下議員の不用額を整理するものでございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費、臨時職員経費360万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては産休代替、退職職員の補充により今回2名分の補正をさせていただきます。共済費53万3,000円、賃金306万8,000円でございます。これは一般財源でございます。次に、17目諸費、税等過誤納還付金等490万3,000円でございます。これは7月にも補正

させていただきましたが、法人税、個人町民税、固定資産税、特に法人町民税におきまして、24年度予定納税をされた法人が今年度の申告を行った結果、前年度の所得割が減額になったことから還付が発生しまして、今後還付を予定しております。対象法人は、予定納税されている17法人でございます。これはやはり景気の低迷を受けまして、今年度については法人町民税が激減しているというような状況でございます。還付金が476万4,000円、それに伴う還付加算金が13万9,000円でございます。これも全額一般財源でございます。

次に、12ページ、13ページでございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、消費者行政活性化事業56万3,000円の増額補正でございます。この事業につきましては、北海道からの補助金として消費者行政活性化事業の補助金を受けての事業執行でございます。報償費につきましては、消費者生活問題講演会の講師謝礼3万円。旅費につきましては、相談員の研修旅費15万5,000円。事業費につきましては、消費者被害防止パンフレット講演会の資料代として17万8,000円を計上します。負担金、補助及び交付金につきましては、消費者協会運営事業に対して補助し、消費者生活相談開催経費として町内8カ所で開催する経費を予算補正するものであります。20万円の補正でございます。全額道補助金でございます。2項1目児童福祉総務費、子供育成推進経費12万4,000円の増額でございます。報酬につきましては、次世代育成支援対策地域協議会の開催でございます。既に6回開催しまして、残り4回開催予定になりましたのでこのたび補正するものでございます。この財源につきましても一般財源でございます。

次に、8款土木費、2項1目道路維持費1,856万8,000円の増額補正でございます。説明欄15ページでございますが、町道除雪委託料につきましては、今回1,456万8,000円を増額補正するものでございますが、本年度より長年の懸案事項であった最低保証制度を導入するために増額補正します。これは業者さん23社、39車両に対する最低保障でございます。時間数として25時間を最低保障する補正でございます。過去18年間の除雪費の執行額は約2,700万円でございます。それに見合ってはいませんけれども、それに同等する金額を計上したものでございます。次に、舗装道路補修委託料でございます。400万円の増額補正でございます。これは町内の町道のアスファルトの穴ぼこの補修でございます。例年300トンほど補修を行っておりますが、既に執行されたことに伴いまして80トンほどの修材の補正を行うものでございます。この財源についても全額一般財源でございます。

次に、10款教育費、1項5目諸費、スクールソーシャルワーカー活動事業34万円の計上でございます。これは賃金が33万円、年間66日分の指導員の賃金でございます。いじめ、不登校児童、生徒に対する相談体制の確立でございます。次に、旅費1万円の計上でございますが、スクールソーシャルワーカー連絡協議会に出席する旅費でございます。この補正額につきましては、全額道補助金を充当するものでございます。次に、5項3目図書館費、図書館購入経費1万円の補正でございます。備品購入費として1万円を図書購入します。財源につきましては、佐藤津田子様からの寄附金を充当するものでございます。次に、6項1目保健体育総務費、スポーツ団体支援事業経費142万4,000円の補正でございます。これは、補助金として児童生徒スポーツ大会派遣経費として補助するものでございまして、今年度において児童生徒の全道、

全国大会に出場している経費でございます。第24回全日本女子軟式野球大会出場、これは白翔中の生徒さん2名分、これは東京で開催されております。それから、第30回全日本少年軟式野球北海道大会、知内で開催されていまして、白老中が出場しております。同じく第30回全日本少年軟式野球全国大会、これは横浜市で開催されております。次に、北海道卓球選手権大会、帯広市に白翔中2名中の1名の参加がございました。第14回北海道小学校ABCバドミントン大会、これは苫小牧、室蘭で行われ、緑小の生徒さんが1名参加しております。次に、第10回岩内町長杯全道少年サッカー大会、これは岩内町で開催されまして、しらおいFCサッカークラブが出場しております。この財源についても一般財源でございます。

次に、16、17ページでございます。13款給与費、1項1目給与費、職員等人件費、これは財源振替でございます。先ほど3款民生費でご説明した消費者行政活性化事業補助金を得まして、相談員の給与費の部分を財源振替するものでございます。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金9万4,000円の計上でございます。社会福祉基金に8万4,000円。これは先日株式会社クレタ様、軽自動車販売をされている会社でございますけれども、寄附をいただいております。次に、文化振興基金積立金1万円、これは東京都の伊藤奈穂美様からの寄附を受けたものでございます。

以上これで歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入の説明でございますけれども、歳出で特定財源を説明していますので、一般財源についてご説明いたしたいと思っております。

6ページをお開きください。11款地方交付税、1項1目地方交付税1,237万4,000円の計上でございます。地方交付税については7月の算定を終了いたしまして、総額1億3,758万円の増額になっております。その内訳としては、本年度地方公務員の給与削減分の減額を見込んだ各項目の人員費の削減を見込んで算定を行ってございましたが、見込み額が私どもの見込みよりも減額されなかったことから、全体として差額分が増額になっております。また大きく地域活性化に対する課題処理に対して新設された地域の元気づくり推進費5,103万4,000円の増額、それから保健衛生費の単位費用の増から8,075万3,000円の増。下水道事業費補正におきましては419万円の増となっております。また、小学校学級数の増から1,591万円。これにつきましては基準財政需要額でふえております。次に、基準財政収入額におきましては、町民税、所得割の落ち込みで1,866万1,000円の減、自動車取得税交付金で1,454万8,000円の減でございまして、全体として先ほど述べたとおり1億3,758万円の増でございました。予算的に申しますと、地方交付税につきましては財源保留分を5,000万円見込んでおりましたので、実質的な増額分は8,758万円でございます。今回補正に当たりまして1,231万円を充当いたしますので、交付税の留保財源としては残り1億2,520万9,000円が留保されております。

次に、8ページをお開きください。8ページの上段で一般寄附金がございます。5,000円の寄附をいただいております。ふるさと納税で北広島市の井澤武一様よりの寄附でございます。これも今回の5,000円に充当しております。

次に、10款繰入金、1項12目財政調整基金繰入金127万5,000円の減額でございます。こ

の財源につきましては7月補正に充当いたしました。今回交付税の増額になったことによりこの分を今回戻しまして、財政調整基金の保有残高は、この金額を返したことにより1億4,140万円になっております。

次に、22款町債、1項4目臨時財政対策債1,370万4,000円でございます。これについても交付税の7月算定時に交付されたものでございます。予算額としては4億3,400万円を計上しておりましたので、今回の増額分を補正しまして、充当財源に充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 西田でございます。済みませんけれども、歳入の地方交付税の部分、先ほど一回説明ありましたけれども、説明を聞いただけでは余りよく理解できなかったものですから、先ほど説明したものを簡単な形で書いて後で渡していただけないものでしょうか。数字的な部分とかちょっと理解できなかったものですから、お願いしたいと思うのですけれども。

○議長（山本浩平君） では、議会としてというよりも、参考資料として今質問のあった西田議員に配付するという事は可能ですね。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 後日この内容につきまして回答させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。13ページ、消費者行政の活性化事業について。先ほど若干説明ありましたけれども、もうちょっと具体的にどういった事業なのか説明していただけないでしょうか。

○議長（山本浩平君） ちょっと調べるということで、おって報告させていただきます。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ69万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,736万9,000円とする補正でございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。歳出、2款1項1目一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費につきましては、前年度決算剰余金の繰越に伴う財源振替でございます。財政調整交付金の減でございます。

次に、4款1項1目前期高齢者納付金、前期高齢者納付金19万5,000円の増額補正でございます。納付金の概算支払い額が確定したことによる増額でございます。

次に、9款1項1目国民健康保険事業基金積立金、国民健康保険事業基金積立金50万円の計上でございます。これにつきましては、白老町国民健康保険事業基金条例第2条の規定に基づき、前年度決算剰余金446万2,000円の百分の十以上の額でございます50万円を積み立てるものでございます。50万円を積み立てることによって基金保有額は約90万2,000円となります。

次に、4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては、歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終了いたします。

日程第3、議案第3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,878万円とする補正でございます。

2ページの「第1表 歳入乳歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。歳出、3款1項1目保険料還付金、後期高齢者医療保険料過誤納付金還付金90万円の増額補正でございます。内容といたしましては、被保険者の死亡、転出、所得更正に伴うもので、67件分の保険料の還付金の補正でございます。財源につきましては、諸収入、広域連合からの保険料還付金を全額充当するものでございます。

次に、4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては、歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

それでは、先ほどの議案第1号に戻りたいと思います。1番、氏家議員から消費者行政活性化事業、この内容をもう少し詳しく説明していただきたいということでもあります。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ご質問の消費者行政活性化事業についてご説明いたします。内容につきましては、記載のとおり研修会を開催する、また、消費者行政のための関係職員の旅費ですとか、関係のパンフレットの作成、消耗品等ではありますが、主な内容としまして、消費者弱者への支援に関する内容での研修会、支援をする職員に対する研修会を予定しているということでもあります。関係する消費者協会ですとかそういったところとも連携しながら、まだ実施時期ですとか詳細については現在検討中でございますが、そういったことで進めたいということでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） その説明は先ほど聞いているのでわかるのです。今回補正ですよ。当初の目的から今回補正で上げてきたということは、やはりそういった目的、高齢者・弱者とずっとそういった分野で消費者協会のそういった講演なんかもやってきたわけです。今回何かやっぱりこれでは足りないということで、研修だとかそういったものが上がってきたと思うのだけど、そこに何が問題点としてあって、今回こういった補正が上がってきたのか。その事業の内容を聞いたかったのです。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 例年この種のものについて対応させていただいているのですが、このたびこういった関係経費の補助制度と申しますか、助成制度にのっとって対応が可能になったということで今回補正させていただくもので、なかなか単費でできない部分でありますので、辺り期的なものについてはそういったことで、めどがついたということでの今回の補正になっております。考え方としてはいろいろなものを用意はしておるのですが、財源的なものについてのめどがつかしましたので、今回の補正に至ったということでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 氏家です。別にここで時間とってする話でもないと思うのです。例年、例えば高齢者をねらう詐欺等々の手口がどんどん巧妙化してきていますよね。多分そういったものは、当初の目的から、まだそういったものが進化してきていて、それに対応するためのそういった財源なのかなと思ったのです。であれば、それなりの考え方の中で、白老町としてもそういった姿勢で取り組んでいくのかなと。個々に、私はそう思っていたものですから、それが説明の中にあれば、これからの高齢者・弱者対策について白老町が進む方向性が見えてくるような気がしたものですから、聞いただけなのです。ですから、高齢者・弱者対策、対応なの

だということは、十分話のとおりわかっているのですけれども、その内容がどういったもので今回の 56 万 3,000 円という予算がついたのかということをお聞きしたかっただけです。

○議長（山本浩平君） それでは、次に移りたいと思います。

日程第 4、議案第 4 号 平成 25 年度白老町水道事業会計補正予算（第 1 号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第 4 号 平成 25 年度白老町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

今回の補正は、次年度から浄水場の法定委託化を進めるに当たり、事前に定めておくことが必要な債務負担行為の設定などを行うための補正でございます。

次に、補正内容についてご説明いたします。議 4－3、補正予算説明書をお開きください。収益的支出、1 款 1 項 2 目原水及び浄水費において、委託業者変更に伴う引継期間、2 カ月分の委託料 60 万 9,000 円を増額補正するものでございます。

議 4－2、実施計画書については、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

次に、議 4－1 に戻っていただきます。第 3 条、債務負担行為の追加につきましては、新たに複数年契約を結ぶこととなるために、あらかじめ実行期間、限度額について定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第 4 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 確認です。ちょっと聞こえなかったものですから。60 万 9,000 円の補正をつけた理由を聞いたのですけれども、2 カ月分の何だということを使ったのですか。もう少し詳しく。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 委託事業引き継ぎ期間のための委託料といいますか、そういう形です。引き継ぎのための 2 カ月分について、設定された委託、引き継ぎのための委託料です。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 4 号の議案説明を終わります。

日程第 5、議案第 5 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第 5 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案説明の議 5－5 をお開きください。地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布されたことから、所要の改定を行うため、本条例の一部を改正させていただくものでございます。

新旧対照表をおつけしております。新旧対照表、議 5－30 の次のページをお開きください。説明資料をおつけしております。今回の改正につきましては 2 点ほどございます。まず 1 点目としましては、個人住民税の公的年金からの特別徴収の見直しということも制度改正されております。内容としましては、公的年金からの仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の 2 分の 1 に相当する額とするものというものでございます。

2 点目としましては、金融所得課税の一体化等に伴う公社債等に係る課税方式の変更ということでございます。一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等を分離課税とするといった部分でございます。それと、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲を拡大するといったものでございます。簡単に言えば、今までは課税する内容としましては株式というものが 1 本で課税対象とされていたのですけれども、それはいわゆる上場している株と、または非上場の株と、それをそれぞれ分けて別々に課税するといった制度に分かれたものでございます。これらで得た損益計算もまた賦課といったことで、それぞれ単独にして課税されるという制度に変わったものでございます。それと公社債ということで、いわゆる国債とか地方債といわれている部分なのですけれども、それらについても原則非課税だったもの廃止して、新たに課税するといった部分に改められたものでございます。

簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第 5 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって議案第 5 号の議案説明を終わります。

日程第 6、議案第 6 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 6 号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議 6－4 をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、今町税のほうでも説明ありましたが、議 6－8 の次に議案説明資料をつけておりますのでお開きください。先ほど説明あったように内容は同じですけれども、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等を分離課税とすることと、

公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲を拡大するとの内容で、平成 28 年 1 月 1 日以降の譲渡について適用されるものでございます。今回の改正に合わせて関係条項の所要の整備を行うものでございます。

議 6－4 をお聞きください。新旧対照表につきましては、改正内容を整理したものでありますので説明を省略させていただきます。

議 6－3 をお聞きください。附則でございます。第 1 条として、この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものであります。第 2 条として、この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第 6 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 6 号の議案説明を終わります。

日程第 7、議案第 7 号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） それでは、議案第 7 号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議 7－2 をお聞きください。議案説明です。石油貯蔵施設立地対策等交付金事業によって造成された基金の取り扱いについては、国の基本的な考え方として、基金の繰替運用は認めないものとされており、本町においても繰替運用は行っておりません。しかし、本条例の繰替運用することができる旨の条項があることから、当該条項を削除することが適正であることから、本条例の一部を改正するものです。

議 7－3、新旧対照表でございます。改正前、5 条に繰替運用ができるという規定がございましたが、改正後それを削除し、6 条、7 条をそれぞれ繰り上げるものでございます。

議 7－1、最初にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第 7 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 7 号の議案説明を終わります。

日程第 8、議案第 8 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての議案について

説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 8 号でございます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

議 8 - 2 でございます。議案説明でございます。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 3、第 3 項及び同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容でございますが、住民基本台帳法の改正により、外国住民の方が平成 24 年 7 月 9 日より住民基本台帳に記録されることになり、外国人登録制度が廃止になったことから、新旧対照表のとおり及び外国人登録原票の文言を削り、所要の変更を行うものでございます。

附則でございます。議 8 - 1 でございます。第 1 項、この規約は、地方自治法第（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行となります。第 2 項、改正後の別表第 2、備考 2 の規定は、平成 26 年度以降の年度分の負担金について適用し、平成 25 年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第 8 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 8 号の議案説明を終わります。

日程第 9、議案第 9 号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第 10、議案第 10 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、この 2 件の議案は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配付される議案であります。よって本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知おき願いたいと思います。

日程第 11、認定第 1 号 平成 24 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号 平成 24 年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第 3 号 平成 24 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第 1 号 平成 24 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第 2 号 平成 24 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第 3 号 平成 24 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、この 6 議案は、決算審査特別委員会で審議することになっております。例年においても議案の提案のみで、特に議案説明されるものではございません。よって、本日の議案説明会においては議案説明を省略することといたしますのでご承知願います。

日程第 12、報告第 4 号 平成 24 年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第4号でございます。平成24年度白老町財政の健全化判断比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度白老町財政の健全化比率を別紙監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

実質赤字比率は発生しておりません。

連結赤字、実質赤字比率も発生しておりません。

実質公債比率につきましては20.8、昨年度の数值よりも1.7ポイント増加しております。ただし、公債費負担適正化計画に基づく対策を講じておりまして、31年度までには18%になる見込みでございますが、計画上の比率につきましては21.3%ということございまして、0.5ポイント減額になっております。

将来負担比率につきましては197.7、前年度は219.0でございましたので、21.3ポイントの減少でございます。括弧内につきましてはそれぞれの基準値を示しているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま説明が終わりました。これより報告第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の議案説明を終わります。

日程第13号、報告第5号 平成24年度白老町公営企業の資金不足比率についての議案について説明をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第5号でございます。平成24年度白老町公営企業の収支資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度白老町公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

会計の名称、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計については、記載のとおり資金不足比率は発生しておりません。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより報告第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長(山本浩平君) 以上をもちまして定例会 9 月会議の議案説明は全て終了いたしました。
これをもちまして議案説明会を終了いたします。

(午前 10 時 54 分)